**別表六の二（八）　記載要領**

1　この表は、連結法人が租税特別措置法第68条の10の2第2項又は第3項（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「翌期繰越額 (38)−(39)　(40)」の各欄の外書には、租税特別措置法第68条の15の3（法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定の適用を受ける場合に、別表六の二（十六）の「調整前連結税額超過構成額 ②」の各欄の金額を記載すること。この場合において、「計」及び「合計」の欄の記載に当たっては、当該金額を含めて計算すること。

**別表六の二（八）**　エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

| 連結事業年度 | ・・<br>・・ | 法人名 | |
|---|---|---|---|

円

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 各連結法人における翌期繰越税額控除限度超過額の計算 | 連結事業年度又は事業年度 | | 前期繰越額又は当期税額控除限度額 | 当期控除可能額 | 翌期繰越額 (38)−(39) |
| | | | 38 | 39 | 40 |
| | 平・・<br>平・・ | ① | 円 | 円 | |
| | 平・・<br>平・・ | ② | | | 外　円 |
| | 計 | | | (16) | |
| | 当期分 | | (4) | (8) | 外 |
| | 合計 | | | | |

（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）